

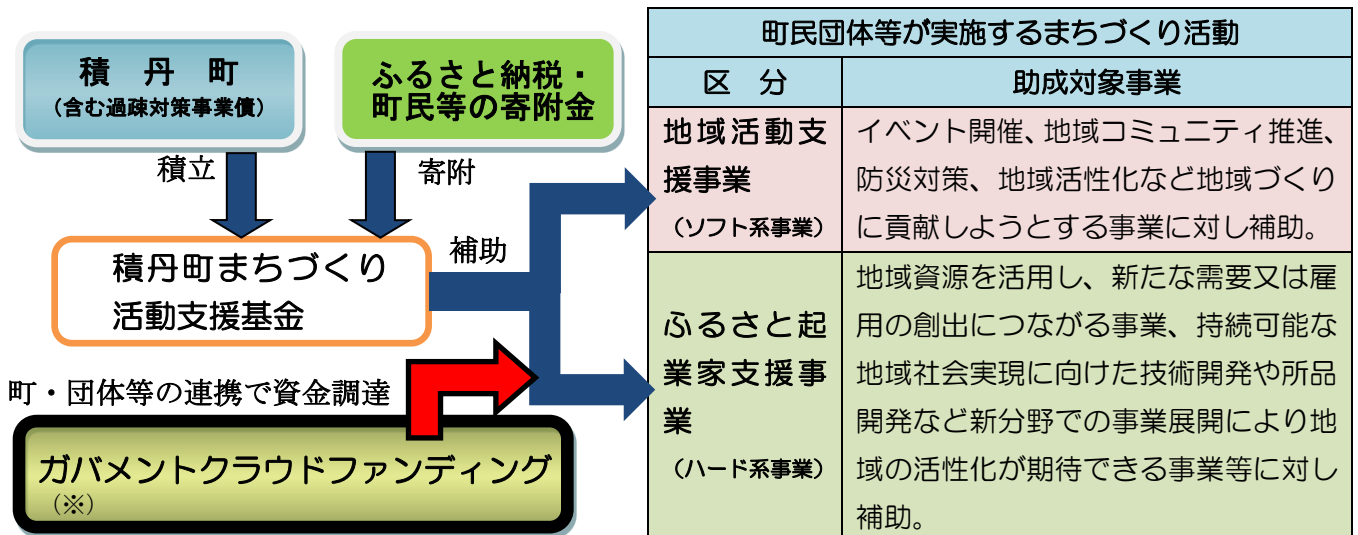
# 『まちづくり活動支援補助金』

町民の皆さんによる地域づくり活動を支援する、「積丹町まちづくり活動支援基金」を利用して実施する活動事業について、令和7年度の活動事業を次のとおり募集受け付けします。

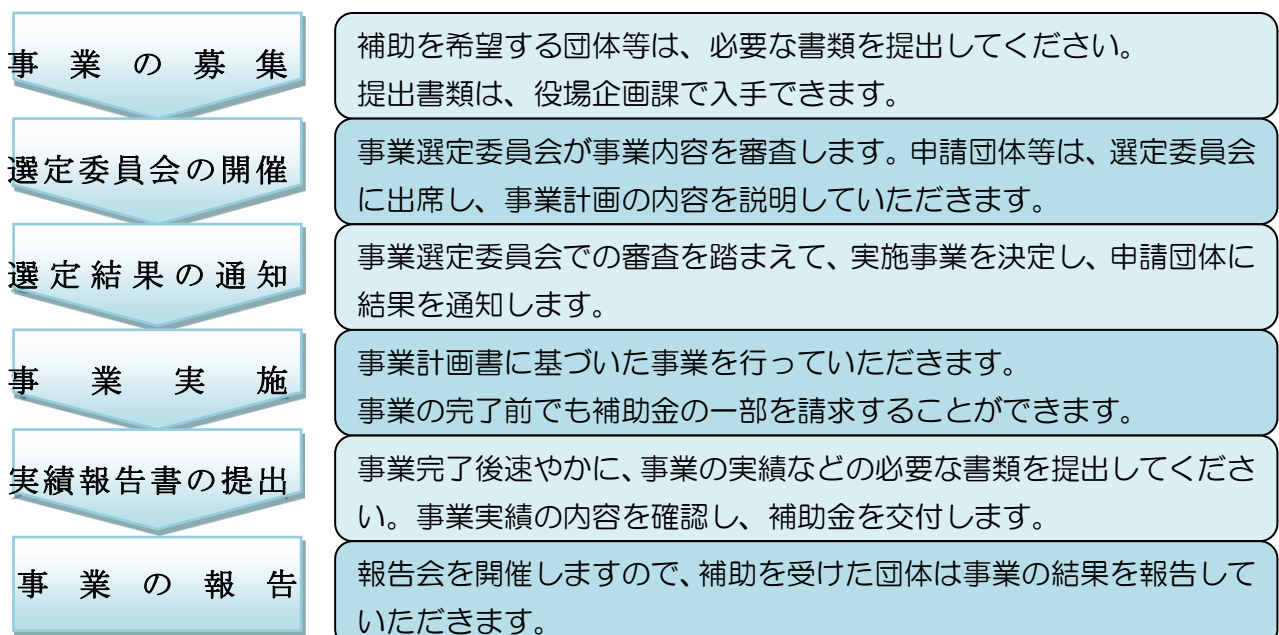
募集締切：令和7年4月25日（金）（※地域活動支援事業は第2回募集を予定）

## 1. 積丹町まちづくり活動支援基金の概要

この基金は、町外からのふるさと納税寄附金や町民の皆さんからの寄附金と国の過疎対策事業債による資金により積み立てた原資を基に、町民の皆さんなどが行う町づくり活動の支援を行うものです。「ふるさと起業家支援事業」は、町と団体等が連携してクラウドファンディングにより資金を調達し、事業を実施する方式となります。



## 2. 事業の流れ



### 3. 補助金の額は？

選定委員会の意見を聴いて、町長が決定した額です。助成割合、限度額は次のとおりです。

	地域活動支援事業（ソフト系）	ふるさと起業家支援事業（ハード系）
補助割合	補助対象経費の95%以内（千円未満は切り捨て）	
補助金の上限額と下限額	上限50万円、下限5万円	上限950万円、下限100万円

※事業実績により補助対象経費（補助対象事業費）に変更があった場合は、補助割合及び補助金の上限額と下限額に基づき補助金の額が確定されます。

### 4. 選定委員会での審査は？

まちづくり活動支援事業選定委員会は、民間の委員7名で構成されています。

審査は、主に次の観点から行うとともに、必要に応じて応募事業に対するアドバイスをを行います。

- ① 公益性：地域の活性化など地域づくりへの寄与や、地域の公共的なニーズへの対応が期待できるか
- ② 持続性：事業実施後の管理運営や維持管理など、団体の持続的な活動が可能か
- ③ 発展性：活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の発展・活性化につながる事業か
- ④ 妥当性：自己資金の準備や経費の見積もり、算出は適正か
- ⑤ 実現性：団体の活動内容などから事業計画に実現性が認められるか  
土地・建物所有者や関係者との合意形成がなされているか
- ⑥ 積極性：事業実施の理由はなぜか、団体のこれまでの活動歴と今後の活動への意欲や熱意  
ふるさと起業家支援事業では、上記のほか、新規性、収益性及び資金調達の見込等を審査します。

### 【地域活動支援事業（ソフト系事業）】

#### 5. 対象となる団体は？

町内に活動拠点があり、満18歳以上の町民5人以上で構成され、構成員の過半数が町民であり、事業を確実に遂行できる団体

#### 6. 対象となる事業は？

下記のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 団体が実施する公益性の高いまちづくりに関する事業
- ② 財源について制約のある他の補助金等を受けていない事業
- ③ 事業実施後、5年以上適正な管理と事業活動が見込まれる事業  
(ただし、調査研究事業は、報告書の提出を完了とする場合もあります。)
- ④ 事業主体の一部経費負担がある事業
- ⑤ 団体の維持運営のみを目的とした事業でないこと
- ⑥ 個人の生活維持や負担軽減を目的とした事業でないこと
- ⑦ 宗教的・政治的活動を目的としない事業
- ⑧ 補助金の交付決定前に実施していない事業
- ⑨ 構成員が暴力団の構成員又は暴力団に関わりをもつ者でないこと
- ⑩ 選定委員会が補助対象事業として適当と町長に答申した事業

例えば  
イベントの開催  
土産品開発  
ゴミ減量化の取組  
防災・減災対策  
デジタル化の取組 など

## 【ふるさと起業家支援事業（ハード系事業）】

### 7. ふるさと起業家支援事業とは？

地域資源を活用し、地域経済の活性化につながる事業及び地域の課題解決につながる事業等により、町内で起業又は既存事業に加え、新たな事業展開を始めようとする者等を「ふるさと起業家」と位置づけ、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外からの調達資金等を財源として行う事業をいいます。

### 8. 応募対象者は？

- ① 満18歳以上の町民5人以上で構成され、構成員の過半数が町民であり、町内で起業している者又は町内で起業しようとする者（但し5年以上定住の意思がある者）
- ② 町内に事業所を有し、既存事業に加え、新たに事業展開を始めようとする法人

### 9. 対象となる事業は？

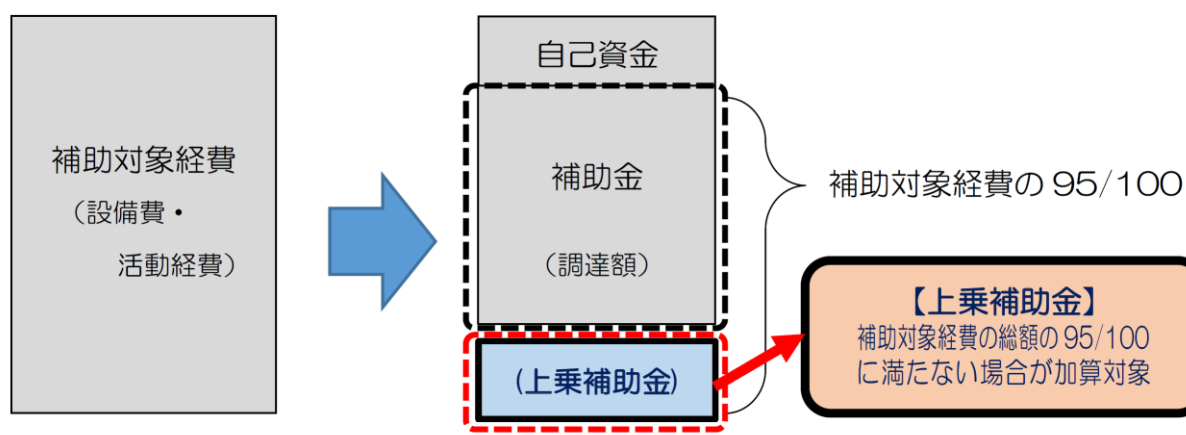
地域活動支援事業の対象事業（2ページ「6」参照）のほか、次に該当する事業が対象となります。

- ① 事業に共感し寄附いただく方が継続して関心をもつような取組とし、本町との関係人口の増加が期待できる事業
- ② クラウドファンディング型ふるさと納税として集める寄附金の取扱いにおいて、設定した目標額に達しない場合でも調達した資金により事業の遂行を確約できる事業（実行確約型）

### 10. 補助金及び資金調達の方法は？

- ① 事業を遂行するための資金調達の方法は、クラウドファンディングサイトに掲載し資金調達します。（目標額に10万円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額）  
なお、クラウドファンディングサイトでの募集期間は、最長で90日間とします。
- ② 補助金の額は、クラウドファンディング型ふるさと納税で集まった寄附金の合計額（以下「調達額」という。）を上限に、予算の範囲内で補助するものとします。
- ③ 調達額が補助金額の上限額に満たない場合は、補助対象経費のうち設備費に1/2を乗じて得た額又は調達額のいずれか少ない額を加算（上乘補助）します。ただし、補助金額と上乘補助金の合計額が補助金額の上限額を超えない範囲とします。

【イメージ】



## 11. 対象経費は？

事業の立ち上げに必要な初期投資費用又は活動経費とします。

対象経費の区分	内 容
<b>1. 設備費</b>	
施設整備費	建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る費用（用地取得費を除く。）
機械装置費	機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る費用
備品費	備品の購入及びリース・レンタルに係る費用（汎用性が高く、使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものに係る経費を除く。）
<b>2. 活動費</b>	
報償費	円滑に事業を遂行するため専門家等に助言を求めるために要する費用
旅費	専門家等の旅費
事務所等借入費	事務所等の事業初年度における賃貸料（申請者が所有する物件及び住居部分に係る費用並びに敷金、礼金、保証金、仲介手数料及び保険料を除く。）
広報費	広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料（切手の購入費用を除く。）など事業の広報に要する経費

## 【共通事項】

## 12. 応募締切り、応募方法、応募にあたっての相談・注意事項は？

(1) 令和7年度の実務締切りは次のとおりです。

締切：令和7年4月25日（金） 事業決定：令和7年5月中旬（予定）

(2) 役場企画課の窓口にて備えている「事業申請書」を締切日までに提出してください。（町のホームページからもダウンロードできます。）

(3) 選定委員会の開催日時など必要事項については、応募された団体に追ってご案内します。

(4) ご相談は、役場企画課 IP電話又は電話44-2114までお願いします。

また、事業の実務や実施についてのご相談は、役場企画課の他、計画しようとする事業に係る課・委員会等で随時、受け付けています。

(5) ご相談の実務内容によっては、来年度以降の他の補助制度の検討をお薦めする場合がありますので、予めご了承ください。

(6) 応募に当たっては、団体内で応募の条件や計画事業の内容についての確認、検討を十分行ってください。

また、活動事業に要した経費や町からの補助金の会計事務処理については、記録の保管や団体内の監査など、透明性のある適正な会計処理が行われるよう注意してください。

### (※)「ガバメントクラウドファンディング」とは

自治体が抱える問題・課題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト事業化し、そのプロジェクト事業に共感した方から、インターネットで立ち上げたウェブサイトなどを使って、事業の目的達成や立ち上げのための寄附を募る仕組みです。

令和7年3月31日 発行 町企画課 IP電話又は電話 44-2114